

<具体策>

- ・選抜による入学許可を規定した学校教育法施行規則第90条を改めること。
- ・高校入試において、定員内不合格を出さず、高校を実質的な義務教育へとすすめる方途を講ずること。
- ・点数学力によらない入試選考を拡充すること。
- ・すべての高校進学希望者が入学できるよう入学定員計画を作成すること。

②子どものゆたかな学びを保障する教育

1) カリキュラムと学力調査のあり方

<政策目的>

- 地域性や子どもの実態に即したカリキュラムづくりを推進し、カリキュラム改革や条件整備に生かすための調査を行う。

<具体策>

- ・学習指導要領については、「資質・能力」の育成に特化するだけでなく、憲法・子どもの権利条約の理念をふまえたうえで、大綱化・弾力化をすすめること。
- ・ゆたかな学びを保障するカリキュラムを支援するため、学校の裁量権を拡大するとともに人的保障を充実すること。
- ・「特別の教科 道徳」実施による、価値観・規範意識の押し付けは行わないこと。
- ・外国語教育の教科化・早期化については、中学校「英語」の前倒しではなく、国際理解・交流の観点を重視したものとすること。また、子どもの負担について十分に配慮するとともに条件整備を行うこと。
- ・全国学力・学習状況調査については、子ども・学校現場の負担や序列化・競争につながらないよう悉皆調査を廃止し、調査のあり方を抜本的に見直すこと。また、「話すこと」を含む英語調査は、子どもと学校現場にさらなる負担を強いるため、導入を見合わせる。政令市別・市町村別・学校別の結果公表は行わないこと。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣調査については、体力運動能力調査へ一本化すること。

2) カリキュラム改革

<政策目的>

- 現場教職員のカリキュラムづくりの実践成果を基調にした国レベルのガイドライン策定のシステムを確立する。

<具体策>

- ・現在の国立教育政策研究所等の国の教育研究・研修機能をナショナルカリキュラムセンターとして再編成すること。
- ・現在の「都道府県教育センター」等の運営および研究・研修機能を見直し、学校・教職員をサポートするための「都道府県

カリキュラムセンター」として抜本的に改善すること。

- ・教職員が教材・カリキュラム等の情報を交流・共有できるように、市区町村単位あるいは教育事務所単位に「地域カリキュラムセンター」の創設・拡充をすすめること。
- ・学校を基盤とした魅力あるカリキュラムづくり、教職員・地域の人々の啓発活動を推進するための予算措置と支援を行うこと。

3) 「主権者」教育

<政策目的>

- 平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を推進する。

<具体策>

- ・憲法の理念を具現化するために、自由権、社会権、参政権等について、国民の理解が深まるよう啓発などに努めること。
- ・政治教育、法教育、労働教育、メディア・リテラシー教育などを各学校段階のカリキュラムに位置づけ、特定の教科などに限定することなく、様々な活動や体験を通して学ぶ機会を保障すること。

4) 普通職業教育・労働教育

<政策目的>

- 労働教育の視点を取り入れた普通職業教育のカリキュラム化を促進する。

<具体策>

- ・多様な働き方を選択し働く者の権利を行使して暮らすことができるよう、必要な知識とその活用についてすべての子どもが学べるカリキュラムを各学校段階で策定できるよう支援をすること。
- ・各学校段階で利用できるような労働教育のテキストを作成すること。
- ・教職員むけの労働教育の研修の場を設けること。
- ・行政・労働組合・地域が連携して学校での労働教育を支えるような枠組みを構築すること。
- ・職場見学やインターンシップについては、普通職業教育の観点からとらえるとともに、教職員に過度な負担がかからないよう、人的措置・財源等を含め配慮すること。
- ・「地域キャリア教育支援協議会」等に労働組合を参画させ、学校、地域、保護者、行政、企業と連携して、地域に密着した労働者の権利等実践的な労働教育が行えるようにすること。